

東京都北区重度身体障害者緊急通報システム事業等実施要綱

30北福障第4443号
平成31年1月16日 区長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、東京都障害者施策推進区市町村包括補助事業等実施要綱(平成19年3月30日付18福保障第1751号制定)に基づく緊急通報システム等に係る事業を実施することにより、重度身体障害者及び難病患者(以下「重度身体障害者等」という。)の生活の安全を確保し、もって在宅身体障害者等の福祉の増進を図ることを目的とする。

(重度身体障害者等緊急通報システム等に係る事業)

第2条 重度身体障害者等緊急通報システム等に係る事業(以下「事業等」という。)とは、ひとり暮らし等(日中又は夜間に同世帯の者が常態として不在となる場合を含む。以下同じ。)の重度身体障害者等が家庭内で病気、事故等の緊急事態に陥ったとき、区が貸与する緊急通報システム、火災安全システム及び安否確認システム(以下「緊急通報システム等」という。)を用いて民間受信センター(自動通報等の承認に関する規程(平成2年東京消防庁告示第11号)における緊急即時通報に係る東京消防庁登録事業者で、区長からの業務の委託を受けたものが、当該事業を行う施設をいう。)に通報することで、専門の現場派遣員、東京消防庁その他の関係機関により、当該重度身体障害者等の救援等を行う制度をいう。

(対象者)

第3条 事業等を利用することができる者は、次の要件の全てを満たす者とする。ただし、区長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

- (1) 区内に住所を有する18歳以上の者であって、ひとり暮らし等の者
- (2) 身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号に定める身体障害者障害程度等級表のうち2級以上の者又は東京都北区心身障害者福祉手当条例(昭

和49年9月東京都北区条例第19号)別表3の項若しくは4の項に掲げる者

2 前項の規定にかかわらず、安否確認システムを利用することができる者は、同項各号の要件に加えて、次の要件の全てを満たす者とする。

- (1) 常時見守りを要する状態にあること。
- (2) 連続する2日間以上ヘルパー等の障害福祉サービスの利用及び家族等による見守りが行われない常況にあること。

(申請)

第4条 事業等を利用しようとする者は、緊急通報システム等利用申請書(別記第1号様式。以下「申請書」という。)を区長に提出するものとする。

2 緊急通報システム等の利用申請にあたって、居住する住宅が第三者の所有である場合は、当該住宅の所有者等の緊急通報システム等機器設置承諾書(別記第2号様式)を添付するものとする。

(協力員の登録と活動内容)

第5条 申請者は、協力員登録の申出をすることができる。

- 2 区長は前項の申出に対し、適当であると認めたときは、協力員を登録することができる。
- 3 協力員の活動内容は、次のとおりとする。
 - (1) 区及び民間受信センターと緊密に連携し、利用者の安否確認を行うこと。
 - (2) その他事業の目的を達成するために必要な活動。

(利用者の決定)

第6条 区長は、申請書の提出があったときは、申請者の生活状況等を調査し、利用の要件に該当すると認めたときは、緊急通報システム等利用決定通知書(別記第3号様式)により申請者に

利用の決定を通知するものとする。

2 区長は、利用の要件に該当しないと認めるときは、緊急通報システム等利用却下通知書(別記第4号様式)により申請者に通知するものとする。

(緊急通報システム機器の設置)

第7条 区長は、前条第1項の規定により利用の決定をしたときは、速やかに貸与機器の設置工事を行うものとする。ただし、火災安全システム及び安否確認システムについては、設置を希望した者に限り工事を行うものとする。

2 前項の貸与機器は次の各号に定めるとおりとする。

(1)緊急通報システム

ア 無線発報器

イ 有線発報器

ウ 専用通報機

(2)火災安全システム(煙感知器)

(3)安否確認システム

ア センサ受信機

イ センサ送信機

ウ 鍵ホルダー

3 利用者(前条により利用決定を受けた者をいう。以下同じ。)は、機器の貸与及び利用に関し、誓約書(別記第5号様式)を区長に提出しなければならない。

(機器の管理)

第8条 利用者は、貸与された機器を適切な管理のもとに使用するものとする。

2 利用者は、機器の現状を変更し、機器を転貸し、又はその設置目的以外に使用してはなら

ない。

(機器の返還)

第9条 利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、貸与されている機器を速やかに区長に返還するものとする。

- (1) 第3条に定める対象者に該当しなくなったとき。
- (2) 辞退の申出をしたとき。
- (3) 死亡したとき。
- (4) 利用者が老人福祉施設等に入所したとき。
- (5) その他区長が緊急通報システム等の利用が適切でないと認めたとき。

(費用負担)

第10条 利用者は、別に定める基準により、緊急通報システム等の利用に係る費用の一部を負担するものとする。

2 利用者は、前項の規定により負担する費用を事業者に直接支払うものとする。

(届出事項)

第11条 利用者は、第3条に規定する要件に該当しなくなったとき又は申請内容に変更があったときは、緊急通報システム等利用状況変更・撤去届(別記第6号様式)を速やかに区長に提出するものとする。

(関係機関との連携)

第12条 区長は、関係機関と密接な連携を保ち、その協力を得て事業等の円滑な推進を図るものとする。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、本事業等の実施について必要な細目は健康福祉部長が定めるものとする。

(事業者の業務)

第14条 事業者は、緊急通報システムの利用者に対し、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 緊急事態の発生に伴う発報を受信したときは、利用者の状況を確認の上、その内容により、東京消防庁への通報等、関係機関への協力要請を行うとともに、提携の現場派遣員を速やかに派遣して、救急隊等の指示に従った対応等の必要な措置を行う。
- (2) 利用者からの生活、医療等に関する簡易な相談に対応する。
- (3) 毎月、定期的に利用者との交信を行う。
- (4) 利用者からの要望があったときは、火災安全システム及び安否確認システムを追加する。

付 則

この要綱は、平成3年7月1日から実施する。

付 則

改正 平成5年10月1日(利用者の費用負担)

付 則 (平成14年3月11日助役専決 13北福福1175号)

この要綱は、平成14年4月1日から実施する。

付 則 (平成16年3月10日助役専決 15北福福941号)

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

付 則 (平成18年3月31日助役専決 17北福福第1109号)

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

付 則（平成18年9月29日区長決裁 18北福福第1263号）

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

付 則（平成23年3月30日区長決裁 22北福障第4620号）

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

付 則（平成25年3月29日区長決裁 24北福障第4709号）

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

付 則（平成29年3月30日区長決裁 28北福障第5005号）

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

付 則（平成31年1月16日区長決裁30北福障第4443号）

（施行期日）

1 この要綱は、平成31年1月16日から施行する。

（北区重度身体障害者緊急通報システム事業等実施要綱の廃止）

2 北区重度身体障害者緊急通報システム事業等実施要綱（平成3年6月区長決裁）は廃止する。